

# 保険給付対象 福祉用具 評価基準導入を検討

## 厚労省 新機能、テクノロジー系に対応

厚生労働省は、介護保険の給付対象となる福祉用具について、近年の技術の進歩や複合化した新たな機能を備えた製品開発が進んでいる状況を踏まえ、対象種目とする際の考え方を見直す方針を決めた。保険給付に適したものであることを分かりやすくするため、要介護者の自立促進の有効性や安全性、保険適用の合理性などの側面から評価基準を導入することも視野に入れて検討していくとしている。年末までに一定の方向性を示す考えだ。

介護保険で給付対象となる福祉用具や住宅改修の種目については、制度が始まる前の1998年、国の医療保険福祉審議会老人保健福祉部会がその範囲となる7つの要件を整理している。①要介護者等の自立促進または介護者の負担軽減を図るもの②一般の生活用品でなく介護のための新たな価値付けを有するもの③治療用でなく日常生活で使用するもの④在宅で使用するもの⑤起居や移動など基本動作の支援を目的とするもの⑥一般的に低価格でなく給付対象となること⑦利用促進が図られるもの⑧住宅改修工事を伴わず賃貸住宅でも支障なく利用できるものとなっている。対象種目は、厚労省が設置する「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」でこの基準に即して検討することになっており、現在までに車いすや特殊寝台、手すり、床ずれ防止用具など13種目が対象となっている。だが、制度当初は想定していなかったテクノロジーの進歩などにより、要件の範囲に当てはまらない多様な福祉用具が開

発され、対象種目への要望が相次いでいる。例えばGPSを使った認知症徘徊探索システムは、センサーではなく端末間で通信機能を使うため対象外。服薬支援機器や音声認識技術による対話型コミュニケーションロボットなども該当する基準が分かりにくい、自立促進や介護負担軽減の有効性が不明確な点指摘され、却下されてきた。厚労省は、こうした状況を踏まえ、改めて保険給付適用となる福祉用具の考え方を改めて整理する必要があると判断した

という。7月31日に開催した第1回目の検討会では、基本的な範囲の7つの要件自体は変更しないとした上で、検討方法について①自立促進・介護負担軽減への有効性②安全性③新たな機能を持つ福祉用具の保険適用の合理性、の3点について評価基準を導入するなどして明確化していくことを提案した。委員からは特に有効性に対して「利用場面や何と比較して効果ありとするのか」「ケアプランに基づく利用データのデータでなければ、保険給付に適しているか」という判断はできない。その検証ができるのかなど、現実的な難しさを指摘する声も相次いだ。厚労省はこれをたたき台として、さまざまな意見を踏まえながら年末をめどに一定の方向性を出していくとしている。

〈休刊のお知らせ〉  
8月14日号は休刊となります。次号は8月21日号です。

UVCエアークリーンmanager®  
100% (10分の10)の補助金が活用出来ます